

別海町立上春別小学校 子どものいじめ防止に関する基本方針

1. いじめ防止等の対策に対する基本理念

「いじめ」とは、一定の人間関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第2条より）

本校では、いじめは、どの学級どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、児童が安心して学習や生活に取り組めるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめをはやし立てたり、認識しながら放置したりすることがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響などを児童自らが理解するよう取組を深めなければならない。

いじめを受けた児童被害者には非は無く、その生命及び心身を保護することが重要である。学校、家庭、地域、行政機関などの関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

2. 本校の基本方針

《学校では》

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学級どの児童にも起こりうるという基本認識に立ち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には速やかに解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、教頭、生活部長のリーダーシップのもと組織的に取組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童への調査や教育相談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

《保護者は》

- (1) どの子ども、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) いじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

《児童は》

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3. 関係者の責務や役割

学校・教職員は、児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組まなければならない。

学校・教職員は、被害者を徹底して守り通し、早期解決のため適切かつ迅速に対処する。教職員の言動が児童に大きな影響力をもつことを認識し、児童一人ひとりの理解を深め、信頼関係の構築に努めつつ、学校全体での適切な指導を行う。

教職員は具体的に役割を分担し、指導と支援体制を分担し、協業に努める。

- ① 本校では、様々なリサーチを定期的実施し、児童理解に努めるための情報を集約し、分析し、修正して組織で対応を続けることを原則とする。
- ② いじめられた児童に対応する教師は、徹底して児童の不安を取り除き守り通すことを伝え、いち早く安心を保持する。また、信頼できる友人や大人に連携し、寄り添い支える体制を作り出す。そして、自尊感情の保持に留意する。
- ③ いじめた児童が特定できた場合に対応する教師は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、環境構成を工夫し、場合によっては出席停止制度の活用を検討する。背景に横たわるものへの分析を強め、不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭や友人の悩みなど)の吐き出しとその受け止めをしつつ、いじめへ向かっていくことがないよう、的確な自己分析や冷静な反省の機会を与え、支える。
- ④ 学級担任は、傍観していた児童との話し合いを持ち、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度が集団に行き渡るよう問題意識を高める指導を行う。さらに、傍観者から、勇気を出し合って仲裁者への転換に導く。そして、はやし立てたり、見て見ないふりをしたりする土壌を自分達の意識的な努力で克服していくことを考えさせる。
- ⑤ 養護教諭は、保健室活動の中での子どもとの交流や目配りにおいて、極めて重要な役割を果たす存在である。相談や問題、解決に有効な情報を把握できる存在でもある。学校保健委員会などの活動や保健指導的場面を活用して、命と人権についての児童生徒の理解を高めていくことに努める。また、事後のケアにおいても、スクールカウンセラーなどとの連動調整を進める。
- ⑥ 生活部長は、教頭と共に、「生徒指導委員会」を主管し、即応的で実効性のある組織的活動を先導する。「生徒指導委員会」は、年間計画を立て、いじめ防止に必要な取組を配置する。調査の実施や分析、相談の有効な在り方、校外の巡視、子どもの生活空間の異変察知など、チームワークが極めてキーポイントとなるため、生徒指導委員会が、教職員の共通理解を図る職員会議や研修等において、中心的役割を果たせるよう努力する。また、生活部長は、日頃から定期的に、管内や町内の生徒指導連絡協議会や小中学校の生徒指導担当者との情報交換や連携に努める。さらには、児童自らが主体的に参加して、いじめの撲滅の活動を作り出すなどの取組が進むよう、分掌間の連携を図る。生徒指導委員会の活動記録は、確実に保存し、児童の指導の継続・引き継ぎの素材に活かす。
- ⑦ 校長・教頭は、教育活動の全体計画を見直し、人権教育、命の教育、性教育、道徳教育、読書活動や体験活動、児童生徒会活動、特別活動や諸行事などにおいて、一人ひとりの児童が自律し熟考し、集団の活動の中で自己を発揮させ、自己有用感を高める場面を大いに奨励する。困難を乗り越えたり失敗を克服したりする過程などの場面を取り上げ、励まし評価することを自ら実践し、教職員に継続し繰り返し働きかけることを随時指導する。学校全体に互いの存在とその違いを認め合い、正義感があふれる雰囲気醸成することに努める。

- ⑧ 保護者には、第一義的養育の責任の下、児童がいじめを行うことがないよう規範意識等を養うよう努めてもらう。子どもがいじめを受けた場合は、学校や関係機関と緊密に連携し、適切にいじめから子どもを保護してもらう。また、学校など関係機関が講じるいじめ防止対策のための措置への協力に努め、再発防止に努めてもらう。

4. いじめの防止等のための対策の基本事項

(1) いじめの未然防止のための取組

【基本的風土の重要性について】

児童一人ひとりが認められ、互いに思いやる雰囲気づくりが生まれる土壌づくりが何より大切である。また、正義を尊び、弱いものいじめや卑怯なふるまいをしない、見逃さない気風づくりが重要である。

そのためには、教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て自己有用感を味わいながら自尊感情を育むことが重要である。道徳をはじめ全領域での教育活動を通じて自分や他人の命の大切さ、相手との違いを認め合うことの大切さ、関わりを持ち合うことで生まれる値打ちなど、自然体験や社会体験を通して、ものの見方と感じ方を広げ育ていく土壌が必要となる。

【取組の柱】

1. 自尊感情の育成に繋がる教育活動を推進する。
2. 人とのかかわり方や共同し合うことを身に付けるスキルトレーニング活動を推進する。
3. 安心して学び表現できる年間カリキュラムを作成し、成長を実感できる学習を推進する。
4. 言語活動を通して、自己表現と相互の交流を工夫し、コミュニケーション能力を育成する。

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

【取組の留意事項】

1. いじめの早期発見のための様々な手立てを講じる。
 - ① 定期的に質問紙等を活用し、実態調査を継続する。
 - ② 教育相談など児童からの聞き取り活動を定期的に継続する。
 - ③ 児童生徒理解ツール等を活用し、教職員のリサーチ能力を高め合い、共同して検討し、気にかかる案件について共通理解を図る。
2. 常設する相談体制を確立・整備する。
3. 相談窓口は、児童・保護者・教職員に、相談しやすい場と機会を提示する。

具体的な方法や手段については、適時適切な方法を工夫し、広く周知して、周囲を気に掛けずに本音で相談しやすい体制を確立する。
4. 養護教諭や外部からのスクールカウンセラー、臨床心理士等の外部専門家の活用を行う。
5. 教職員の定期的な事例研修などの研修活動を進め、資質の向上を図る。
6. 早期解決を目指し、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。そのために、的確に役割を分担し、組織的に対処します。
7. 被害者の身の安全を最優先し、加害や傍観の側に対しては毅然とした対処・指導を行う。
8. 被害者の心のケアをスクールカウンセラーや養護教諭を中心に的確に進める。

9. 家庭や地域・関係機関と連携した取組における留意点

- ① 関係者の保護者との情報交換を密にし、学校側の取組状況を理解してもらいつつ、ともに解決する立場に立ってもらえるよう努める。
- ② 保護者自体のニーズにも正対し、専門家の相談窓口などの利用も勧める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

【取組の留意事項】

1. 情報化社会の進展の中での特徴やその危険性について、定期的に研修を深める。
2. 年間カリキュラムを確立し、情報モラル教育を展開する。
3. 情報端末の利便さと犯罪を含む怖さや危険性等について、十分に学習させ、端末依存に陥らぬようコントロールする意志を培う。
4. 年間を通じて保護者に啓発活動を進め、端末を持たせる親の覚悟と責任をリアルに理解してもらおう。
5. 関係機関や専門家に協力や指導を仰ぎ、最新情報の入手に努め、適時有効な対策を講じる。

(4) いじめ防止に関する措置

【取組の柱と留意事項】

①いじめ防止などの対策を行う組織の設置

いじめ防止、早期発見、早期解決、事後のケアなどを実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。この委員会は、教頭と生活部長が主管する。

≪**構成員**≫ 校長、教頭、生活部長、教育部長、当該学級担任、養護教諭

※ 必要に応じて、特別支援コーディネーター、道徳教育推進教員

※ 必要に応じて、外部支援の要請(スクールカウンセラー、臨床心理士、教育委員会関係者など)

≪**活動**≫

- ① いじめの早期発見に関すること(年3回程度の調査、教育相談など)
- ② いじめ防止に関する取組に関すること
- ③ いじめ事案の対応に関すること
- ④ いじめについての理解と啓発に関すること

≪**開催**≫

いじめ事案発生時は、随時緊急開催する。

②いじめに対する措置

- ① いじめに関する情報を把握したら速やかに事実の有無を確認する。
- ② 即時に生活部長または教頭に報告し、緊急に生徒指導委員会の開催等を行う。
- ③ 校長の指示により敏速に支援体制を確立し、対処する。
- ④ 緊急を要する問題行動が発生した場合は、緊急生徒指導委員会の開催で、緊急業務を分担し、ただちに必要な内部・外部への報告・連携体制を確立する。状況に応じ、PTA・保護者への情報の提示や組織活動の協力要請を行う。
- ⑤ いじめの関係者が特定できた場合、保護者間の争いを生じさせぬよう、適時適切な情報の共有や必要な会合の設定など必要な措置を講じる。

- ⑥ いじめの関係者である児童には、保護者との連携をとりながら、平静に安心して日常の生活を回復できるよう復帰のために必要な措置を講じる。
- ⑦ 暴力などあきらかに犯罪行為として扱われるべき事象に関しては、教育委員会と連携し、必要な場合、警察との連携も検討する。

③重大案件への対処

生命・心身または財産などに重大な被害が生じた疑いや、長期に(30日連続を超えるなど)学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、次の措置を行う。

- ① 教育委員会に重大事態の報告を行う。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案の組織的対処を要請する。
- ③ 教育委員会が設ける組織において、事実関係の調査を初めとする取組に対して、全面的に全力で対応する。
- ④ 教育委員会の設置する組織の指導や決定に基づき、必要な情報の周知や対処を実行する。
- ⑤ 校長が「いじめ防止対策推進法の第25条(懲戒)及び第26条(出席停止)にかかわる判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と十分な慎重審議を行う。

【参照】

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(5) その他

学校評価における留意事項として、次の項目を評価項目に加え、自校の評価と取組の改善に努める。

- ① いじめの予防と早期発見の取組に関する事
- ② いじめの再発を防止するための取組に関する事